

②⑤ インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

(令和 6 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、少子高齢化に対応し、学生による就業体験(以下「インターンシップ」という。)の受入を実施する会員事業者(以下「会員」という。)に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 県ト協の会員である中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者(資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下)であるものとする。

(助成対象事業等)

第 3 条 助成金の交付対象となる事業は、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。但し、1 会員の申請は年度内 1 回に限るものとする。

(1) インターンシップ受入れ期間が 3 日間以上であること。

(2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

① 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組の見学等

② 乗務体験(学校側からの要請及び社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。)

(3) インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすものであること。(下記参照)

(助成金額)

第 4 条 交付する助成金は、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず以下のとおりとする。

(1) インターンシップ受入れ期間 3 日間 90,000 円

(2) インターンシップ受入れ期間 4 日間 110,000 円

(3) インターンシップ受入れ期間 5 日間以上 130,000 円

(助成金の申請)

第 5 条 この助成金の交付を受けようとするときは、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録するとともに、予め県ト協に「インターンシップ導入促進事業実施計画書」を速やかに提出しなければならない。

また、インターンシップ実施後は、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」に添付資料を添えて、県ト協会長に対して申請するものとする。

(実施期間等)

第 6 条 この助成金は、次に定める期間に実施されたものとする。

- (1)助成対象事業実施期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日
(2)県ト協への実績報告書到着締切日 令和7年3月3日(必着)
(3)全ト協への実績報告書到着締切日 令和7年3月7日(必着)

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請会員へ第4条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

インターンシップ導入促進支援事業における助成対象となるプログラムの要件

(第3条 第3号関係)

交付要綱第3条第3号の要件は、インターンシップのプログラムの総実施時間の半分以上を以下のいずれかに関するものが占めていることとする。

1. 点呼、日常点検、業務日報作成等運行前後のドライバー業務
2. 乗務体験
3. 荷積み作業、荷卸し作業
4. 配車、運行管理
5. 事務作業(総務、経理等)
6. オリエンテーション(会社概要説明、社長講和等)

この助成制度をご利用希望の会員は予め県ト協事務局にご相談ください。